

産業廃棄物処分業許可証

住所 堺市堺区大浜中町三丁目7番3号

氏名 株式会社ダイニ工業

代表取締役 松尾 進一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和 4 年 9 月 2 6 日

許可の有効年月日 令和 9 年 9 月 2 5 日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理（破碎）

産業廃棄物の種類

- | | | |
|------------|--------|---------|
| 1 廃プラスチック類 | 4 繊維くず | 7 ガラスくず |
| 2 紙くず | 5 ゴムくず | |
| 3 木くず | 6 金属くず | |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

以上7種類

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設

産業廃棄物の種類：1の1, 2, 3, 4, 5, 6, 7の7種類

設置場所：岸和田市木材町8番1

設置年月日：平成29年6月26日

処理能力：19.5m³/日（廃プラスチック類2.9t/日、木くず3.0t/日）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 9月26日 当初許可

令和 4年 9月 6日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

以下余白